

インドの移転価格課税とPE課税の最新動向（前編）

デロイト トーマツ税理士法人 河瀬 哲弥
庄子 雄基
山川 博樹

1. インドの移転価格税制・PE課税の基礎

(1) インドの移転価格税制の概要

インドの移転価格税制¹は、制度的枠組みはOECD移転価格ガイドライン（以下、OECDガイドライン）に沿って設計されているものの、運用面においては強いローカル色が前面に出るという特異な構造を持つ。とりわけ、関連者の定義、移転価格算定方法の選択、独立企業間レンジの取扱い、そして文書化義務の運用に関しては、OECDガイドラインの理念を部分的に援用しながらも、独自の重いコンプライアンス遵守負担と争点形成を招いている。また、移転価格課税やPE課税についてもインド国内法の射程が広く、日印租税条約との間にしばしば緊張関係を生じさせており、課税権の帰属や利益配分に関する紛争は絶えない。本稿では、インドの移転価格税制について体系的に整理する。

■ **関連者の定義**：インドの移転価格税制では、AE（関連者）を広範に定義しており、一方が他方の経営・支配・資本に直接または間接に参加する場合、または同一人物が一方及び他方の経営・支配・資本に関与する場合をAEとする。さらに、みなし規定があり、例えば議決権株式の26%以上保

有、借入総額の10%以上の保証、貸付金が資産簿価の51%以上、役員・取締役の過半数任命などが該当する。したがって、形式的な直接支配がなくてもAE認定され得るため、持株、資金関係、取引依存度、ガバナンス構造を包括的に確認する必要がある。

■ **移転価格算定方法**：インドの移転価格税制では、OECDガイドラインと同様の移転価格算定方法（CUP、RPM、CPM、PSM、TNMM及びOther Method）が認められている。インド法令上はこれらの方法間の優先順位付けはないが、裁判例では取引単位の方法（CUP、RPM、CPM）が利益ベースの方法等（PSM、TNMM、Other Method）より優先される傾向もある。すなわち、ロイヤルティ取引など取引単位で比較可能なデータがある場合、CUP等の方法が好ましいと判断されるケースが多い。一方、TNMMなどはあくまで取引単位の比較対象取引が得られない場合の次善策と位置付けられるが、調査の現場では、会社全体の利益率を問題としてTNMMで更正されるケースも少なくない。したがって、納税者としては、実務ではTNMMの

1 主にIncome Tax Act, 1961のSection 92の各サブセクションで移転価格税制の概要が定められている。

適用が多数を占めるものの、取引単位の検証を優先する裁判例を踏まえた上で最も適切な方法を検討する必要がある。

- **レンジの違い**：インドでは、パーセンタイル方式による独立企業間レンジが導入されている。具体的には、十分な数（比較対象が6社以上）の比較対象取引のデータがある場合、これらサンプルを数値順に並べた下位35パーセンタイルから上位65パーセンタイルの範囲をもって独立企業間レンジと定義する（日本では一般的には25-75パーセンタイルであり、インドの方がレンジが狭い）。検証対象取引の利率等がこのレンジ内に収まる場合は独立企業間価格とみなされ、調整は不要となる。逆にレンジ外に逸脱する場合、そのデータ集合の中央値（50パーセンタイル）を独立企業間価格とみなし、その値まで調整が求められる。

移転価格コンプライアンスについて、インドはOECD BEPS行動計画13の勧告に沿って、移転価格文書化義務を導入済みである。なお、留意点として、インドに恒久的施設（Permanent Establishment、以下PE）が無くても、ロイヤルティの授受等一定の取引がある場合には、原則的に以下の申告義務がある点に注意が必要である。

- **ローカルファイル（LF）**：LFの記載内容については基本的に日本と同じである。事業年度の国外関連取引額が1,000万ルピー（約1,700万円）を超える、もしくは、所定の国内取引が2億ルピー（約3億4千万円）を超える場合、当該年度のLFを作成・保持することが義務付けられている。この

閾値は比較的低額であるため、実質的には国外関連者との取引がある多くの日系企業が毎年度LFを準備している。なお、作成されたLFは申告時に提出義務はないが、税務調査等で要求された場合には提示が必要となる（1インドルピー=1.7円で換算）。

- **マスターファイル（MF）**：MFはグローバルな事業概要資料であるが、インドのMF提出要件は連結事業年度において、連結グループの売上が50億ルピー（約85億円）を超える場合、及び事業年度の国際取引の総額が5億ルピー（約8.5億円）を超える、もしくは無形資産が1億ルピー（約1.7億円）を超える場合、作成義務が発生する。提出期限はその年度の法人税申告期限と同一となっている²。

- **国別報告書（CbCR）**：前事業年度の連結グループ収益が550億ルピー（約935億円）を超える場合、グループ最終親会社による国別報告書の提出義務がある。インドに最終親会社が所在する場合はインド税務当局へ、外国親会社の場合でもインド居住の構成企業は当局への通知義務がある。提出期限はグループ会計年度終了後12か月以内となる。

- **Form 3CEB**：これは、移転価格に関するインドの公認会計士による証明書であり、各取引類型の金額や採用した算定方法、その結果が記載され、国外関連者との取引がある全ての納税者に準備・提出が義務付けられている。提出期限は法人税申告期限の1か月前（通常毎年10月末）と定められている。

2 インド企業の事業年度は通常3月末が年度末となっており、原則、法人税の申告期限は同年の11月末となっている。一方で、日本でのマスターファイルの提出期限は、事業年度終了の日から1年以内となっているため、日系企業においては、インドでの提出期限が先に来る。このため、インド他での提出のために、早めに更新等の対応を行うことも少なくない。

解説

次に、移転価格リスク低減策について、インドでは、主に以下に記載するセーフハーバールールと事前確認制度（Advance Pricing Agreement、以下APA）が利用可能である。

- **セーフハーバールール**：インドのセーフハーバールールは、2013年度に導入されたが、特定の取引について所定の利益率（または価格水準）に基づいて申告すれば、税務当局がその移転価格を認容する制度である。対象となるのは比較的単純な類型の国外関連取引で、初期にはソフトウェア開発サービス、ITeS（IT支援業務）、高度業務委託、自動車部品製造、社内ローンや保証提供、研究開発受託などが指定された。2013年の規則では、所定の利益率が高め（例：ソフトウェア/ITeSで総コスト比20～22%、契約研究開発で30%等）に設定されたことから、利用する企業は極めて限定的であった。その後、2017年にインド政府が大幅に緩和・改定したことで現在の制度のベースとなったが、セーフハーバーを適用するためには納税者が毎年申請を行う必要があることに加え、求められる利益率が引き続き高い水準にあるため、大企業や利益率に敏感な企業は敬遠する傾向が続いている。

こうした状況を鑑み、現在、インド政府も、セーフハーバールールについて、利益率の引下げ等、条件緩和の方向に動いていると聞いている。今後の動向について注視すべきエリアであると考えられる。

- **APA**：APAとは、納税者と税務当局が、関連者取引の独立企業間価格の算定方法や利益率、前提条件を事前に合意する制度である。インド政府は、上記の通り2017年の基準緩和によりセーフハーバーの利用促進を図ったが、それでもなおAPAの方が

柔軟かつ有利な条件を引き出せるとの理由で、多国籍企業はAPAを選択する傾向がある。このAPAについては後続の章で概説をする。

（2）インドにおける恒久的施設（PE） 課税の概要

インドの税務においてPEの有無は、非居住者の事業所得に対する課税権を決定づける重要な論点である。インドの国内法上は非居住者のインド源泉所得を課税する概念として「Business connection」が規定されているが、日印租税条約を適用できる場合には条約上のPEの定義が優先する。以下では、代表的な3類型（固定的施設PE、建設・監督PE、代理人PE）について解説する。

- **固定的施設PE（Fixed Place PE）**：固定的施設PEとは、企業が事業の全部または一部を行う一定の場所を指すものであり、日印租税条約第5条においてOECDモデル条約と同様の定義が採用されている。日印租税条約では、事業管理の場所、支店、事務所、工場、作業場等に加え、倉庫、農場、店舗、天然資源探査設備なども含まれる。インド国内法には明確なPEの定義はないが、「Business connection」が広く課税根拠とされる。例えば、2017年のインド最高裁判決（国際的なモータースポーツイベントのケース）では、わずか数週間の自動車レース開催であっても、特定のサーキットを継続契約により毎年使用・支配している実態から、当該サーキットが非居住者のPEに該当すると判断され、短期間の活動でも場所の支配・継続性がPE認定のカギとなった。2025年7月のインド最高裁判決（米国系ホテルチェーンのUAE法人のケース）では、形式上インドに専用オフィスや常駐スタッフを有しない

場合でも、外国企業が長期契約を通じてインド事業に実質的な管理・統制を及ぼしている場合、固定的施設PEの要件を満たし得ることが示された。

- **建設・監督PE (Construction/Supervisory PE)**：建設・据付工事現場やプロジェクトに係るPEは、条約上期間要件が設けられており、OECDモデル条約では12か月超が一般的だが日印租税条約では6か月超が基準である。エンジニアリング・調達・建設を一括で請け負うEPC (Engineering, Procurement, Construction) 契約や、大規模プロジェクトにおける現地での監督業務は、建設PE該当性の判断で重要な論点となる。条約上「これらに関連する監督活動」も期間要件計算の対象と明記されているため、たとえ外国企業自身が工事施工しなくとも、インドで6か月超にわたり工事監督・指導を行えばPEを構成する可能性が生じる。もっとも、プロジェクトの独立性が明確な場合、各契約・各プロジェクトごとにPE該当性を判定する。この点、シンガポール企業に対する2023年7月のデリーITAT判決でも「プロジェクトが実質的に別個である限り、サイトごとにPE該当期間を判断すべき」と示され、当局による恣意的な期間合算に歯止めをかけている。

- **代理人PE (Agency PE)**：代理人PEとは、外国企業に代わってインド国内で営業活動を行う者が、外国企業の名義で契約を締結する権限を持ち、かつ、それを常習的に行使している場合に成立する恒久的施設である。インド国内法（所得税法）においては前述の通り「Business connection」が規定されており、契約締結権限の有無にかかわらず、外国企業の事業に実質的に関与する販売活動や受注取次ぎ行為も広範に課税対象となっている。また、MLI（多国籍条約）の改正により「契約の最終署名をしていなくても、契約成立に至る主要な役割（Principal role）を常習的に果たす者」も代理人PEに含まれるとされた。典型的な事例として、親会社がインド顧客と直接契約を締結するものの、その契約交渉や条件決定をインド子会社が実質的に代行しているケースがあり、MLI改正後の基準に照らせば代理人PEが成立する可能性が高い。この点、高裁判決（英国の航空機エンジンメーカーのケース）では、インド子会社が本社のために専属的に営業活動、顧客対応、価格交渉補助、受注勧誘など中核業務を行っていた点が重視され、代理人PEと認定された結果、本社利益の一部がインドに帰属すると判断された。

2. インドの移転価格調査・PE課税調査

インドへ進出した日系企業からは、「インフラ」、「労務」、「税務」の3つを指すインド三重苦という言葉をよく聞く。特に税務は重要性が高いが、その中でも、日系企業にとって課題となるのが税務調査対応であり、それが移転価格調査となると、親会社等も巻き込んだ対応を迫られる場合もある非常に頭が痛い問題である。以下の章では、インドにおける税務調査の概要

と共に、企業の対応について、移転価格に加えPE課税の事例も交えながら概説を行う。

(1) 移転価格調査対象選定ロジックとAO・TPOの役割

まず、インド税務当局による調査対象の選定は、「移転価格リスク・パラメータ」による自

解 説

動選定方式（CASS：Computer Aided Scrutiny Selection）を用いて行われている。具体的なリスク基準は公表されていないものの、例えば申告漏れ・未開示の取引（Form 3CEBの未提出や記載漏れ）、過年度に大きな金額の移転価格にかかる更正を受けたケースなどは高リスクとして選定され、翌年度以降も重点的に調査対象とされる傾向がある。この構造的リスクにより「一度狙われると毎年調査される」可能性が高いと言える。

調査対象が選定されると、通常の法人税調査を担当するAO（調査官）が、移転価格事項の専門部署であるTPO（移転価格調査官）に事案を付託する。付託を受けたTPOの任務は、AOから付託された特定の国外関連取引について適正な独立企業間価格を算定することに限定され、それ以外の取引を自主的に調査する権限はない。

（2）移転価格調査のプロセスとタイムライン

次に、実際の調査手続きについてであるが、インドの移転価格調査は、通常の法人税調査に付随して開始され、以下のプロセスを経ることになる。

1. **調査の実施**：所得税当局から調査通知が送付され、納税者は求めに応じて申告内容の詳細資料を提出する義務を負う。調査対象に国外関連取引が含まれる場合、TPOから納税者に対し情報提供依頼が出され質疑応答が行われる。納税者はLFや追加資料を提出し、独立企業間価格が妥当であることの説明を求められる。
2. **TPOによる調整案の準備**：TPOは、納税

者の主張を踏まえて、必要に応じて比較対象企業の選定や経済分析を修正し、最終的な移転価格更正案を決定した後、AOに対して更正金額案や算定根拠を示した報告書を送付する。

3. **AOによる更正**：AOは、TPOからの報告を受け取ると、それを反映した「ドラフト更正通知（Draft Assessment Order）」を作成し納税者に送付する。このドラフト段階での通知制度は、移転価格調整等により申告所得に不利な修正が行われる場合に適用され、納税者は直ちに不服申立てを行う機会が与えられる。

また、上記調査プロセスのタイムラインは、以下の通り。

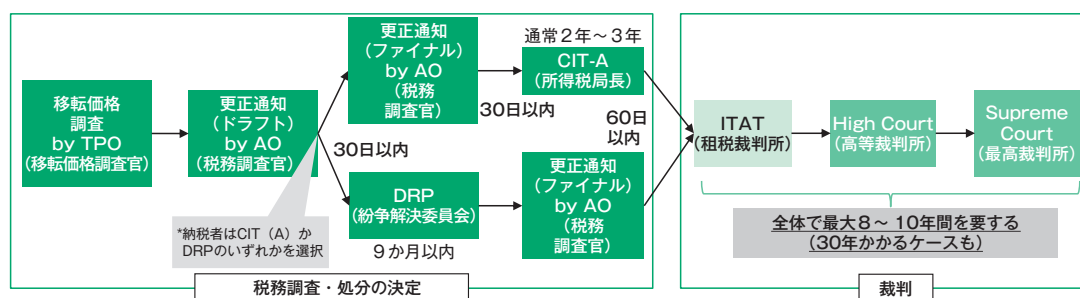
- 通常の法人税の調査期限は、当該事業年度終了後24か月以内であるが、移転価格調査が絡む場合、12か月の延長が加わり最大36か月以内が期限となる。
- TPOは、法律上、アセスメントイヤー（AY）³の調査期限までにその調査結果報告書をAOに送付することになっている。
- 上記の点を具体的なタイムラインとして示すと、FY2024-25（2025年3月決算）の場合、納税者は、移転価格申告（Form-3CEB）を2025年10月末、法人税申告を2025年11月末までに終えるが、その後、数か月間、納税者によって修正申告ができる期間を経て、2026年4月以降TPOが移転価格調査に着手できることになる。TPOは2028年3月末（2025年3月から36か月後）までに移転価格調査を終えるという流れとなる。

3 インドでは、フィナンシャルイヤー（FY）とアセスメントイヤー（AY）が存在する。単純化すると、FYは、事業年度であり、その事業年度で稼いだ所得に対する税額を収めるのがAYになる。例えば、2025年3月に終了する事業年度はFY2024-25であるが、このFYで稼いだ所得に対する法人税等を収めるのがAY2025-26になる。

(3) 税務調査後の対応

納税者はドラフト更正通知を受領した場合、

以下に記載のような国内救済手段を選択することができる。

<インドにおける移転価格調査と異議申し立て・裁判の流れ>

■ **CIT (A) (所得税局コミッショナー)**：課税当局とは独立した準司法的機関であり、納税者は最終課税処分に対して所定期間内に申立てを行い、公正な審理と判断を求めることができる。CIT (A) は事実認定及び法律判断の両面から審理し、一部または全部の処分を取り消す裁定を下すことも可能である。もっとも、審理に要する期間はしばしば長期化し、またCIT (A) で納税者に有利な判断があっても税務当局側が不服とし租税裁判所 (ITAT) に持ち込むことが多いため、解決までの道のりは長い。なお、納税者として、下記のDRPと比べて時間がかかるCIT (A) を敢えて選択する理由としては、インド国内の救済手段に加えて相互協議等の手段を選択する場合において、インド国内裁判手続きが早く進み過ぎないようにしておくためという場合等がある。

■ **DRP (紛争解決パネル)**：移転価格調整を受けた納税者に認められた特別救済ルートであり、更正案 (ドラフト) 段階から迅速に専門パネルが関与する点が特徴である。DRPは9か月以内に勧告を下すため初期解決までのスピードは速いが、その判断は

概して税務当局寄りであり納税者救済には消極的とされる。それでも多くの多国籍企業はDRP経路を選択する。理由としては、DRPは9か月以内に勧告が行われるという点で、期間制限のないCIT (A) と比較して短期間で次の段階であるITATに上訴できること、またDRP審理中は課税処分が確定しないため追徴税額の徴収が留保され資金負担リスクが軽減されることなどが挙げられる。

■ **ITAT (租税裁判所)**：CIT (A) またはDRPにおいて救済が得られない場合、次の段階であるITATに進むことができる。ITATは、税務分野の専門裁判所で事実認定についての終審機関である。仮に、ITAT判断にもなお法律解釈の争点が残る場合、当事者は高等裁判所 (州レベルの最高司法) に上告し、さらに連邦最高裁判所まで上訴を継続することも可能である。

■ **その他の方法**：インドの納税者は、上記記載の国内での救済手段に加え、相互協議手続 (Mutual Agreement Procedure、以下MAP) や後続の章で概説するAPAを積極的に活用するようになってきている。

解説

MAPは租税条約に基づく政府間協議であり、移転価格調整による二重課税を解消するためインド当局と相手国当局が交渉を行う制度で、価格設定の妥当性や二重課税救済措置が話し合われる。納税者はインド国内で訴訟中でも並行してMAPを申請でき(条約によるが多くは可能)、最終更正通知を受領後3年以内⁴かつITATでの判決が出るまでは、一般的にはMAP申請が可能である。インドは近年MAPの処理能力向上に努めており、OECDの統計によれば2016年以降に着手した移転価格にかかるMAP案件の平均処理期間は約35.8か月(約3年)と報告されている。これはOECD目標の24か月を超えるものの、以前に比べ改善傾向にある。

(4) 昨今の移転価格調査の動向

インドは、移転価格税制の執行に関して極めて積極的な国として認識されており、移転価格調査の件数について、かつては年間約5,000社に及んだ。その後、インド政府が調査対象の選定方法を改めた結果、過去7年程度の間その件数は大幅に減少しているが、依然として年間約2,000社が調査対象とされている。また、この約2,000件のうち、およそ3件に1件の割合で更正を受けており、結果として年間約600社から約700社が国内訴訟手続きまたは他の紛争解決手段に進まざるを得ない状況が生じている。なお、一部の国において聞かれる、地域によってその執行の積極性に差があるということは、インドにおいては見られない。

インドにて事業を行う多くの多国籍企業は、移転価格調査において、インドの調査官が世界的に見て特異なポジションを取るという問題に直面している。背景として、インドの税務調査

官は、傾向的に税収重視の積極的な姿勢をベースとして、調査官ごとの考え方や経験の差異等から、日本及びその他の国では見られない独特なアプローチを取ることも少なくないことが挙げられる。これらの点は、インドにおける移転価格調査の特色である、調査対象と担当調査官がシステムティックに選定されると共に、机上調査が中心であること等と相まって、納税者の事業の状況が国外関連取引の内容や利益状況を含めて大きく変わらないにも関わらず、ある年度の移転価格課税の内容が、その前後の年の課税内容と大きく異なる等も珍しくない等、日本を含む多国籍企業グループの納税者が、対応に苦慮することも少なくない点にも表れていよう。

(5) 移転価格調査で論点とされているポイント

次に、インドでの実際の課税事例について、日系のみならず欧米系を含めた外資系企業に対する移転価格調査で論点となっている点を中心に検討してみる。

■ **サービスプロバイダーのマークアップ：**
インド所在のサービスプロバイダーが、インド国外の親会社等にサービスを提供する場合の対価にかかるコストプラスマークアップ率が受け入れられないことも多い。マークアップの水準について、日本本社の感覚からすると非常に高い料率を主張されることも少なくなく、例えば、納税者が12から15%のマークアップを提示したものの、調査官は、上記で記載したセーフハーバーの利益水準が念頭にある可能性もあると思われるが、25から30%と主張することも珍しくない。日系企業の場合には、製造業での進出が多いことからサービス対価が主たる議論となるケースは

4 日印租税条約

少なく、かつ影響も大きくならないことが多いが、欧米企業の場合、インド子会社が大規模に受託開発等の活動を行っているケースも多いことから、大きな影響を受けている。

- **ロイヤリティの支払い**：インドでは、外為法その他の法令で、ロイヤリティ等の支払いに関する一般的な規制は無く、また、ロイヤリティの料率について、法令等で定められた上限の料率も無い。ただ、税務調査においては、技術の内容や他社と比べた優位性、供与の方法等について詳細な検討を行うことなく、ロイヤリティの支払い自体を否認するケースも少なくない。また、料率については、稀に二桁%のロイヤリティを徴収している事例もあるが、税務調査等で料率が争点となるケースは非常に多く、企業が合理的なベンチマーキングを実施しているにもかかわらず、インドの調査官は支払額が高すぎると判断し減額する傾向がある。
- **グループ内サービス**：親会社がインド子会社に提供するグループ内サービス（経営管理サービスやその他のサポートサービス）に関して、インドの調査官はこれらのサービスが不要である、または、サービスから便益を得ていないと主張し、これらのサービスに関する対価の独立企業間価格をゼロとすることがある。
- **AMP費用**：広告宣伝費（Advertisement Marketing Promotion、以下AMP）は、インド子会社が自社の事業のために支出するものであるが、インド税務当局は、これをインド子会社による親会社のためのサービスであり、このAMP費用によってブランド価値が向上して便益を受けるのは外国の親会社であるため、対価が支払われるべき

であるとして主張することがある。このような主張は、すべての事例で行われている訳ではないが、AMP費用の額（割合）が多い企業に対して行われるケースが多いと考えられる。日系企業を含め多くの多国籍企業がこのAMP費用に対する課税を受けており、インドの裁判所にて係争中の案件も多い。それら係争中の案件のうち何例かについて、間もなく最高裁の判断が出ると予想されており、かつ、その判断は納税者に有利なものとなることが期待されているが、本課税の問題点として、そもそも本論点が、国外関連取引と言い難い（親会社である外国企業との間で、契約上何の取引も発生していない）ため、仮にインド側で課税を受けた場合でも、日本との間で相互協議等の対応策を取りえない点にある。

- **総合商社の状況**：税務調査の事例ではないが、総合商社の移転価格に関して、インドのAPA当局は長年にわたり柔軟な対応を行ってきており、Indent取引（口銭取引）とPrincipal取引（売買取引）の両方に対してベリレーシオ（付加価値費用に対する営業利益率）に基づいた、多くの二国間APAを締結してきた。しかし、最近のインド税務当局とのやり取りでは、いくつかの総合商社のインド子会社が非常に高い利益率を計上していることを背景に、インド子会社の機能リスクに疑問を呈すと共に、従前のベリレーシオを使用したAPAの更新に難色を示し始めている。インドのAPA当局は、Indent取引についてはベリレーシオを継続するものの、Principal取引に対しては、売上高営業利益率に基づいたアプローチを検討している。このやり取りは、APAの事例に関するものであるが、今後、移転価格調査の現場でも同様のやり取りがなされると推測される。その意味では、仮に高い利益率が継続している場合に

解 説

は、その背景について確認を行うとともに、合理的な説明を準備しておく必要があると考える。

(6) 昨今のPE課税調査の動向

多くの多国籍企業がインドに支店又はプロジェクトオフィスを構えているが、これらはその存在に疑義が無いPEである。このようなPEに関して申告された所得が、税務調査官によって受け入れられず、追加の所得認定が行われる場合がある。また、インドの子会社が行う機能等に基づいて、インドにPE（固定的PE、代理人PE、建設・監督PE等）が存在すると認定されるケース（以下PE認定課税）もある⁵。

PE認定課税について、従前からインドの税務当局は積極的なスタンスを取ってきている。例えば、インドの税務当局は調査に際して、納

税者たる海外の本社に接触するのみならず、インド国内の顧客に接触、ソーシャルネットワーク上のデータの活用、インド国内の企業の敷地内を搜索する等、様々な手段を通じてPE認定課税を執行している。また、課税の内容は、納税者の状況によって様々であるが、最近の傾向として、固定的PEよりも、より複雑で主観的な判断が入りやすい代理人PE課税が増えているように見受けられる。

PE認定課税の件数は移転価格課税と比較して少ないが、それでもインドで同課税を受ける事例は他国と比べて多いと思われる。また、PE認定課税を受けた場合の難しさとしては、移転価格課税とは異なり、相互協議による解決が難しいため、一部の例外を除き、実質的に訴訟一択になってしまう点が、日系企業を含む多国籍企業にとって悩ましい点である。

5 一般的にPE課税といった場合、後者の事例を想定することが多いと考えられるが、前者のように、PEが存在している場合でも、帰属所得が議論となることがあり、例えば、日本の本社がオフショアでインド国内の顧客に販売している棚卸資産や設備等の取引から得る利益についても、インド国内のPEに帰属しているとして、PE帰属所得が過少になっていると主張されるケースも少なくない。